

# 遼寧省特許保護条例

2002年3月28日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 遼寧省特許保護条例

(1998年9月25日遼寧省第9期人民代表大会常務委員会第5回会議採択、2002年3月28日遼寧省第9期人民代表大会常務委員会第29回会議『「遼寧省特許保護条例」の改正に関する決定』に基づき改正)

### 第1章 総則

第1条 特許の出願者、特許権者及びその他の関係単位と個人の合法的權益を保護し、特許市場に対する管理監督を強化するため、関係法律、法規に基づき本省の実情に照らし本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域内において、特許にかかわる業務に従事する単位及び個人は、すべて本条例を遵守しなければならない。

第3条 省、市、県（県級市、区を含む。以下同じ。）人民政府の特許業務を主管する行政部門（以下「特許管理部門」という）は、本行政区域内の特許管理業務を担当し、法に基づき特許保護の実施、特許紛争の処理、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分を行うものとする。

各級の科学技術、経済貿易、工商行政管理、品質技術監督、国有資産管理、公安、税関、商品検査、放送テレビ及びニュース出版等の関係部門は、法で定められた職責に基づき特許管理部門に協力して特許保護業務を行うものとする。

第4条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分において、国の関係規定に基づき、回避制度を実行する。

特許法執行官は職務を履行する際に、当事者に行政法律執行身分証明書を提示しなければならない。

### 第2章 特許業務の管理

第5条 単位又は個人の発明創造は国の関係規定に基づき、国内外に特許を出願することができる。

特許出願前には発明創造の技術方案及びその特許出願に関する者は、守秘義務を負う。

第6条 放送、テレビ、新聞、広告などのメディアを通じて、特許製品又は特許方法を宣伝、推薦販売する場合、当該特許権が有効である証明を提出しなければならない。広告の経営者、発布者は法に基づき特許証明文書を検査しなければならない。

如何なる単位及び個人も販売、収納、輸送、宣伝、展示などの場所と設備を通じて、他人の特許権侵害、特許詐称及び非特許を特許であると詐称する行為に便宜を提供してはならない。

第7条 特許を実施する単位又は個人はその特許製品又は当該製品の包装上に、特許表示又は特許番号を明記し、省の特許管理部門の監督の下に作成された特許の虚偽防止標識を

貼り付ける権利を有する。

第 8 条 特許権者及びその利害関係者は、輸出入の貨物が特許権侵害にかかわる恐れがあると思われる場合、「中華人民共和国知的財産権海関保護条例」に基づいて関係部門に保護を申請することができる。

第 9 条 単位又は個人は国外から技術、設備を導入する場合、国の関係規定に基づき特許検索を行う。

第 10 条 国有特許資産を有する単位は、法人の変更、解散及び財産権の変更、特許権の質権設定に当たって、国の関係規定に基づき特許資産の評価を行わなければならない。

特許資産の評価は、法に基づき特許資産評価資格を取得した資産評価機構により行われなければならない。

第 11 条 特許出願権譲渡契約書、特許権譲渡契約書及び特許実施許諾契約書が成立した後、当事者は所在区域の特許管理部門に登録を申請することができる。

### 第 3 章 特許案件の管轄

第 12 条 特許管理部門は特許紛争の処理及び調停、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為（以下「特許案件」という）の調査、処分に当たって、本章の管轄に関する規定を遵守しなければならない。

第 13 条 当事者が特許紛争の処理又は調停を求める場合は非請求者の所在地又は権利侵害行為地の特許管理部門の管轄となる。他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処理は、行為発生地の特許管理部門の管轄となる。

省の特許管理部門は、全省範囲内の重大的影響がある及び省轄市の行政区域を跨る特許案件を管轄する。

特許管理部門が設置されていない市で発生した特許案件は、上級の特許管理部門の管轄となる。

第 14 条 二つ以上の特許管理部門が共に管轄権を有する案件は、先に受理された特許管理部門により処理される。

特別な理由をもって、管轄権を有する特許管理部門が管轄権を行使できない場合、上級の特許管理部門により管轄が指定される。

管轄権に争いがある場合、双方の協議により解決される。協議が成立しなかった場合、その共通の上級特許管理部門により管轄が指定される。

第 15 条 特許管理部門は、受理された特許案件が本機関の管轄に属しないと発見した場合、管轄権のある特許管理部門に移送し、又は上級の特許管理部門に報告して指定管轄を求めなければならない。

第 16 条 特許管理部門が受理した後当事者が管轄権に異議がある場合、特許管理部門の受理通知書を受けた日から 15 日以内で提起しなければならない。特許管理部門は当事者

が提起した異議に対し審査しなければならない。異議が成立した場合、管轄権を有する特許管理部門に移送しなければならない。異議が成立しなかった場合、拒絶しなければならない。

#### 第4章 特許紛争の調停と処理

第17条 特許管理部門は当事者の請求に応じ、「中華人民共和国特許法実施細則」第79条に規定された特許紛争について調停を行うことができる。

第18条 特許紛争の調停は同意原則を実行する。いずれの一方が調停に同意しない場合、特許管理部門は調停を行わない。

調停を経て協議が成立した場合、特許管理部門は調停書を作成しなければならない。調停を経て協議が成立しなかった場合、特許管理部門は案件撤回の形で案件を終結する。

第19条 特許出願権又は特許権の帰属紛争で調停を請求する場合、当事者は、特許管理部門の受理通知書により、法に基づき国务院特許行政部門に当該特許出願の審査手続きの中止又は当該特許権無効宣告の手続きの中止を請求することができる。

調停を経て協議が成立した場合、当事者は調停書により国务院特許行政部門に関係手続きの回復及び登録事項の変更手続きを行わなければならない。

第20条 特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を請求する場合、下記に示す条件に適合しなければならない。

- (1) 請求者が特許権侵害紛争に直接的な利害関係を有する単位又は個人である。
- (2) 明確な非請求者と具体的な請求事項、事実、理由及び証拠が存在する。
- (3) 特許管理部門の管轄範囲及び受理事項に属する。
- (4) 当事者の間に仲裁約定がなく且ついずれの一方も人民法院に提訴していない。

特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を請求する時効は2年間であり、特許権者又は利害関係者は権利侵害行為を知った又は知り得た日より起算するものとする。

特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を請求するには、書面による申請書を提出しなければならない。又被請求者の人数に合わせて副本を提供すると同時に、特許証明書又は特許権の法的状態の証明を提出しなければならない。

第21条 特許管理部門は申請書を受けた後、審査を経て受理条件に適合すると認定した場合、7日以内に受理し、又当事者に通知すると同時に、特許法執行官を指定して特許権侵害紛争処理班を派遣しなければならない。受理の条件に適合しない場合、7日以内で書面で請求者に受理しないことを通知し且つ理由を説明しなければならない。

第22条 特許管理部門は立件後、10日以内で申請書の副本を被請求者に送達しなければならない。被請求者は申請書の副本を受領した後、30日以内で答弁書及び関係証拠を提出しなければならない。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合は特許管理部門の処理に影響を及ぼさない。

第23条 特許管理部門は立件後、被請求者が国务院特許行政部門に設立された特許再審査委員会に特許権無効の宣告を請求した場合、国务院特許行政部門に設立された特許再審査

員会の受理通知書を受領した日から10日以内に、書面で特許管理部門に通知しなければならない。又、処理中止を求めることができる。特許管理部門は、処理を中止するか否かに対し審査決定を決め、又、書面をもって当事者に通知しなければならない。当事者は処理中止の審査決定に不服がある場合、審査決定を受領した日から7日以内に審査決定を下した特許管理部門に不服審査を請求することができる。

第24条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理に際し、現場での実地調査を行い、案件に係わる調書、図面、資料、帳簿などの原証拠書類を査閲、複製する権利を有する。関係単位及び個人は調査に協力し且つ事実通りに資料を提出しなければならない、拒絶してはならない。

特許法執行官は実地調査を行う場合、当事者及び関係者に立入りするよう通知しなければならない。

第25条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理に際し、請求者の申請に応じて、紛争とかかわる廃滅又は廃棄、移転される可能性のある製品及びその生産道具などの物品を差押える又は仮差押えることができる。

請求者が差押え又は仮差押えを申請した場合、財産担保を提供しなければならない。被請求者が財産担保を提供した場合、特許管理部門の審査を経て同意された場合、差押えを解除又は仮差押えられた物品を返却することができる。

第26条 特許管理部門は特許権侵害を認めた場合、受理された日から6ヵ月以内に処理決定を下し、且つ処理決定書を作成しなければならない。

第27条 当事者は特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を申請した場合、又は特許管理部門が特許権侵害を認めた場合、特許権侵害の賠償額について、調停を請求することができる。

## 第5章 他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分

第28条 特許管理部門は、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為を発見した後、7日以内に受理し、且つ2名以上の特許法執行官を指定して、その調査、処分を担当させなければならない。

第29条 特許管理部門は、他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為を発見した場合、下記に示す権限を行使する。

- (1) 当事者及び証人に質問する。
- (2) 他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為にかかわる物品を検査し、差押える又は仮差押えることができる。
- (3) 他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為とかかわる活動を調査する。
- (4) 他人の特許を詐称する行為及び非特許を特許であると詐称する行為とかかわる契約書、標記、帳簿などの資料を査閲、複製又は差押える。

特許管理部門が調査、処分の権限を行使する場合、関係する当事者は協力しなければならない、拒絶してはならない。

特許管理部門は受理した日から6ヵ月以内に処理決定をしなければならない。

## 第6章 法的責任

第30条 特許出願権を横領した単位又は個人は効力が生じた調停書又は処理決定書の規定を執行し、且つ関係単位又は個人に登録事項の変更手続きに協力しなければならない。

第31条 特許管理部門は特許権侵害行為を実施した単位又は個人に対し、侵害行為を停止し、影響を排除するよう命ずる権利を有する。

第32条 本条例第5条第2項の規定に違反して、国の重要な機密を漏洩したり又は個人の合法的權益を損害した場合、所在単位又は上級の主管部門により行政処分を下す。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第33条 本条例第6条第1項の規定に違反した場合、「中華人民共和国広告法」の関連規定に基づき処理する。

条例第6条第2項の規定に違反して特許権侵害となった場合、本条例第29条の規定に基づき処理する。非特許を特許であると詐称する行為となった場合、本条例第36条の規定に基づき処理する。

第34条 本条例第9条、第10条第1項の規定に違反して、国又は個人に重大な損失を与えた場合、その上級の主管部門又は所在単位により直接責任者に行政処分を与える。

第35条 本条例第25条第1項、第29条第2項の規定に違反して、関係単位又は個人が案件とかかわる帳簿、契約書、図面、資料の提供を拒否し、又はそれを隠匿、移転、廃棄し、又は差押えられた物品を無断で解除、移転した場合、その上級の主管部門又は所在単位により直接責任者に行政処分を与える。

第36条 非特許を特許であると詐称する標記は、廃棄されなければならない。非特許を特許であると詐称する標記は製品と分離困難な場合、製品と共に廃棄され又はその他の措置を講じ、必要な費用は非特許を特許であると詐称する単位又は個人が負担する。

第37条 特許管理部門の特許法執行官が法に基づく職務履行を拒絶、阻害する場合、公安機関により、「中華人民共和国治安管理処罰条例」の規定に基づき処罰する。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第38条 当事者は、特許管理部門の特許紛争処理決定に不服がある場合、処理決定書を受領した日から15日以内で人民法院に提訴することができる。期限を過ぎても提訴しない且つ侵害行為を停止しない場合、特許管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。

第39条 当事者は特許管理部門の処罰決定に不服がある場合、処罰決定書を受領した日から60日以内に行政再審を申請し又は人民法院に提訴することができる。期限を過ぎても行政再審を申請しない又は提訴しない且つ処罰決定を履行しない場合、特許管理部門は

人民法院に強制執行を請求することができる。

第40条 特許管理部門の職員は職権濫用、職務懈怠、汚職の場合、その所在の特許管理部門又は上級の主管機関により行政処分に処される。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。当事者の合法的権益に損害をした場合、その所在の特許管理部門により法に基づき賠償責任を負う。

## 第7章 附則

第39条 本条例は、1999年1月1日から施行する。